

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

インターネット上の偽・誤情報対策に関する取組(ステークホルダー間の連携・協力、リテラシー・人材育成・普及啓発、ファクトチェック、研究・開発・実証、国際連携・協力等)

### 2 意見募集の趣旨・目的・背景

総務省では、生成 AI やメタバース等の新たな技術・サービスの出現により、デジタル空間が更に拡大・深化し、また、デジタル空間におけるステークホルダーが多様化しつつある中、実空間に影響を及ぼす新たな課題の発生に対して、当該課題と多様化するステークホルダーによる対応等の現状を分析し、デジタル空間における情報流通の健全性確保に向けた今後の対応方針と具体的な方策について検討するため、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」(座長: 穴戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授)(以下「本検討会」といいます。)を開催しています。

そして、本検討会第5回会合(令和5年(2023年)12月25日)において、「プラットフォームサービスに関する研究会」(座長: 穴戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授)において同年3月に作成・公表した「偽情報対策に係る取組集 Ver.1.0」の更新を行うこととされました。

また、本検討会第7回会合(令和6年(2024年)1月25日)において、当該更新に向けた進め方として、プラットフォーム事業者やファクトチェック関係団体等以外も含めた幅広いステークホルダーによる取組(ステークホルダー間の連携・協力、リテラシー・人材育成・普及啓発、ファクトチェック、研究・開発・実証、国際連携・協力等)について、意見募集を実施することとされたところです。

今般、プラットフォーム事業者等のステークホルダーによる偽・誤情報対策に係る取組について関係者間で参照しやすくすること、それによりプラクティスの促進に資すること、さらに、更新した取組集を英訳して公表することで、日本における取組を国際的に情報発信するとともに、国際的な議論への貢献等を通じ国際的な連携・協力を積極的に推進すること等を目的として、偽・誤情報対策に関する取組(例えば、サービス、技術、講座やカンファレンス等のイベント、書籍や論文等の文献等)について、国内のステークホルダーによる取組に限らず、今後の取組の参考となる海外における取組も含め、広く募集するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口(e-Gov)(<https://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布します。

#### 4 提出期間

令和6年(2024年)2月6日(火)から同年3月11日(月)(必着)  
(郵送についても、締切日に必着とします。)

#### 5 提出様式・提出方法・提出先

意見は、次のいずれかの方法により送付するものとし、提出媒体は基本的には電子媒体としてください。なお、郵送による提出の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出していただくようお願いする場合があります。

下記(1)(2)のいずれかの場合は、意見提出フォーマット(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(3)の場合は、意見提出フォームに氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

また、意見を補足する資料があれば、A4判(様式自由)で添付してください。

##### (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス: [joteki-kikaku\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:joteki-kikaku_atmark_ml.soumu.go.jp)

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 事務局  
宛て

※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表記しています。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(3)の e-Gov(<https://www.e-gov.go.jp/>)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト Word ファイル、ジャストシステム社 一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。添付ファイルの容量が 10MB を超える場合は、ファイル転送サ

ービス等を用いてください。

## (2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会 事務局  
宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類: CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式: テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問合せください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## (3) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://www.e-gov.go.jp>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(1)の方法により提出してください。

## 6 留意事項

- ・ 本意見募集で提出された御意見等につきましては、今後の本検討会における議論の参考とさせていただきます。
- ・ 提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・ 意見等が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつてはその名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ 提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について

匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)

- ・ 御意見等に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された御意見等を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された御意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 7 連絡先窓口

情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通適正化推進室

担当: 恩賀室長、内藤課長補佐、上原専門職、高橋係長、重谷官

TEL: 03-5253-5850

E-mail: joteki-kikaku\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表記しています。